

労働安全衛生法に基づく健康診断の精度管理について

- 1 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）（健康診査等指針）（抄）

第二 健康診査の実施に関する事項

- 2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理（健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。）及び外部精度管理（健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。）を適切に実施するよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目については当該健診項目に係る標準物質を用いるとともに、次に掲げる事項を考慮した規定を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。
（一）～（七）（略）
- 4 健康増進事業実施者は、検査値の精度等が保証されたものとなるよう健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理の実施に努めること。
- 5 健康増進事業実施者は健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。

※健康増進実施事業者：健康増進法第6条に掲げる健康増進事業実施者をいい、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施する事業者が含まれる。

- 2 標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成25年4月厚生労働省健康局）
第2編第2章（5）測定値の精度管理

- 健診機関は、検査測定値について十分な精度管理を行うことが必要である。
- 内部精度管理、外部精度管理について、健診実施者は、「健康増進事業実

施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成 16 年厚生労働省告示第 242 号) における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。

①内部精度管理（健診機関内で同じ測定値が得られるようすること）

健診機関内において、健診の実施における検体の採取・輸送・保存、測定、検査結果等について、管理者の配置等管理体制、実施手順、安全性の確保等の措置を講じるように務め、検査値の精度を管理する。

②外部精度管理（健診機関間でも同じ測定値が得られるようすること）

日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会等が実施している外部精度管理調査を少なくとも 1 つは定期的に受け、検査値の精度が第三者によって管理されているようにする。